（漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正）

第二条　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号ハ中「第二十七条第二項第二号の」を「第四十四条第二項第二号の」に、「第二十七条第二項第二号イ」を「第四十四条第二項第二号イ」に改め、「除く。）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第三十四条第二項の」を「第五十一条第二項の」に、「第三十四条第二項各号」を「第五十一条第二項各号」に、「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「限る。）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第五十四条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第一項第一号ハ中「第二十七条第二項第二号の」を「第四十四条第二項第二号の」に、「第二十七条第二項第二号イ」を「第四十四条第二項第二号イ」に改め、「除く。）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第三十四条第二項の」を「第五十一条第二項の」に、「第三十四条第二項各号」を「第五十一条第二項各号」に、「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「限る。）に係る」の下に「同項に規定する」を加え、「第五十四条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同項第二号ホ中「第五十四条第二項」を「第七十一条第二項」に改める。

附　則

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十七条第一項第一号ハの改正規定（「除く。）に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「限る。）に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）、第二条中漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第十五条第一項第一号ハの改正規定（「除く。）に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「限る。）に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分及び「元本又は利子」を「同項に規定する貸付金等」に改め、「限る。）に係る」の下に「同項に規定する」を加える部分に限る。）は、平成二十八年四月一日から施行する。

省　令

○法務省令第十号

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の九第一項及び第三項並びに第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十三日

法務大臣　岩城　光英

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第四号中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

第五十八条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改め、「様式」の下に「又は別記第七十八号の二様式」を加え、「異議申立書」を「審査請求書」に改める。

第五十八条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第六号中「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立人」を「審査請求人」に改め、同号を同条第四号とし、同条第三号中「異議申立人」を「審査請求人」に、「法定代理人」を「後見人」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「異議申立人、異議申立人の親族又は」を「審査請求人又は審査請求人の親族若しくは」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

第五十八条の三から第五十八条の八までを次のように改める。

（難民審査参与員の指名等）

第五十八条の三　法務大臣は、法第六十一条の二の九第三項の規定により難民審査参与員の意見を聴取するときは、あらかじめ、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章第一節及び第三節に規定する審理手続を行う三人の難民審査参与員を指名するとともに、そのうち一人を、当該三人の難民審査参与員が行う事務を総括する者として指定するものとする。

2　法務大臣は、前項の指名をしたときは、指名した難民審査参与員の参集を求め、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を示すものとする。

一　法第六十一条の二の九第一項第一号又は第三号に掲げる処分についての審査請求　当該処分の理由を明らかにした書面並びに当該処分の基礎とした書類及び資料

二　法第六十一条の二の九第一項第二号に掲げる申請に係る不作為についての審査請求　当該不作為の理由を明らかにした書面、当該申請をした者が提出した書面及び当該申請に係る第五十九条の二第一項の調書その他の法第六十一条の二の十四第一項の規定による調査の結果を記載した書面

3　法務大臣は、第一項の指名をしたときは、難民調査官（前条各号に掲げる者以外の者に限る。）に、指名した難民審査参与員の事務の補助を行わせるものとする。

4　法務大臣は、第一項の規定により指名した難民審査参与員が前条各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該難民審査参与員に係る指名を取り消さなければならない。

（申述書を提出すべき期間の指定）

第五十八条の四　難民審査参与員は、前条第一項の規定による指名を受けたときは、法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十条第一項に規定する申述書を提出すべき相当の期間を定め、別記第七十九号様式による通知書により、審理関係人（同法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下同じ。）に対し、その旨を通知するものとする。ただし、既に申述書が提出されている場合は、この限りでない。

（審理関係人に対する通知）

第五十八条の五　難民審査参与員は、行政不服審査法第三十条第二項の規定により意見書を提出すべき相当の期間を定め、又は同法第三十二条第三項の規定により証拠書類若しくは証拠物若しくは書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、別記第七十九号の二様式による通知書により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

2　難民審査参与員は、法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第一項ただし書の規定により口頭意見陳述（法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。次条第一項において同じ。）の機会を与えないときは、別記第七十九号の三様式による口頭意見陳述不実施通知書により、審理関係人に対し、その旨を通知するものとする。

3　法第六十一条の二の九第六項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第三十一条第二項の規定による招集は、別記第七十九号の四様式による口頭意見陳述実施通知書により行うものとする。